

玉城町みえ安心おもてなし施設 認証取得奨励金 申請要領

「みえ安心おもてなし施設認証」（飲食業事業者版または観光事業者版）を取得した中小企業者等に対し、奨励金を交付します。

交付金額

1認証あたり **5** 万円

申請期間

令和3年11月15日(月)から令和4年2月28日(月)まで ※当日消印有効

交付要件

令和4年2月28日(月)までに玉城町内に「みえ安心おもてなし施設認証」を取得した施設等を有する中小企業者等であること。

申請方法

裏面で記載する提出書類を郵送または持参で下記の提出先に提出してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による提出にご協力ください。

※郵送の場合、簡易書留など郵便物の追跡可能な方法をご推奨いたします。

申請書類の提出先

〒519-0433 玉城町勝田4016-3

玉城町観光協会(地場産品販売処 城内)

※持参の場合、受付時間:平日 8時30分から17時15分 ※窓口不在の場合、下記連絡先までお問合せください

お問合せ先: 玉城町観光協会

電話: 0596-58-7007

メール: tamaki-kanko@zb.ztv.ne.jp

受付時間: 8時30分から17時15分まで(平日のみ)

奨励金の申請書については、玉城町観光協会ホームページをご覧ください。

みえ安心おもてなし施設認証制度については、三重県のホームページをご覧ください。

!裏面もご確認ください!

玉城町観光協会HP

三重県HP



提出書類の一覧

下表の1～3の書類を提出してください。

1 玉城町みえ安心おもてなし施設認証取得奨励金交付申請書(様式第1号)

記入例を参考に記入してください。

2 三重県が発行する「みえ安心おもてなし施設認証について(通知)」の写し

認証施設等が複数ある場合は、施設ごとの認証通知の写しを提出してください。
※認証通知を紛失した場合はご相談ください。

3 通帳等のコピー

「金融機関名」、「本・支店番号」、「支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」が
明確に記載されているものをご提出ください。
例：通帳をめくった1, 2ページ目のコピー
※振込先の口座は、申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は、当該法人の口座。)

交付等について

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査します。なお、書類不備等があった場合は、審査の順番が前後します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本奨励金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付に関する通知を発送します。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本奨励金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送いたします。

申請にあたっての注意事項

- (1) 本奨励金の交付の決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合や、認証が取り消された場合は、本奨励金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、奨励金を返還することとなります。
- (2) 本奨励金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、玉城町は、申請内容に関する検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 本奨励金の交付に係る法人名や個人事業主名は、情報公開の対象となります。
- (4) 本奨励金は課税対象です。次期申告の際には、ご注意ください。

中小企業者等の考え方

1 中小企業者とは

交付要件中の「中小企業者」とは、「中小企業基本法(昭和38年法律第154号)」における「中小企業者」とし、具体的には以下のとおりです。

業種	中小企業者(下記のいずれかの条件を満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 (その他の業種(以下の②～④を除く))	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

2 「中小企業者等」の「等」とは

特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人などで、同奨励金の対象となるのは、基本財産額・出資金等、常時使用する従業員数から中小企業者と同等とみなせる場合に限りです。